玉村町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

■意見の募集期間:平成26年11月4日(火曜日)から平成26年11月28日(金曜日)

■提出があった意見数:1人5件

| 番号 | 提出頂いた意見の概要 | 町の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて 平成31年度まで毎年度、見込み量が増加していますが、年少人口や出 産期の女性が減少すると推計するのであれば、見込み量も減少してい くのが自然だと思います。 | 年少人口や出産期の女性の人口は、総人口の減少に伴い減少するものと思われます。しかしながら、幼児期の学校教育・保育の量の見込みについては、ニーズ調査を行い、国の示した推計シートで算出しており、それに基づき平成31年度まで見込み量が増加しております。また、国は幼児期の学校教育・保育のニーズのピークが平成29年度と見込んでおり、このような見込みとなっております。 |
| 2 | 既存園の受入余力の活用について 10 ページの保育所の状況を見ると、定員 880 名のところ、平成 26 年度は 801 名の利用となっており、将来的にも受入余力は 80 名程あることが分かります。 また、幼稚園も定員 390 名のところ、平成 26 年度は 244 名と、受入余力は 150 名程あると言えます。しかし、18 ページの確保方策では、平成 29 年度に認定こども園が 1 か所から 2 か所になっています。まずは、既存園の受入余力を活用するのが先だと思います。 | 保育所の状況については、定員と利用状況を比べると、数値的には受入余力があるように見えるかもしれませんが、実際には、低年齢児の保育スペースが不足していたり、途中入所の人も居られますので、一概に受入余力があるとは言えない状況であります。 玉村町で不足しているのは、主に低年齢児の保育スペースですので、幼稚園の受入余力では対応が難しいのが現状です。低年齢児の受入れができる施設としては、保育所・認定こども園等がございますが、新制度では、多様なサービスの中から利用者が選択できる仕組みを目指すという方向性を鑑みて、認定こども園の整備を意識した内容となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 |

| 番号 | 提出頂いた意見の概要 | 町の考え方 |
|----|---|---|
| 3 | 既存園での対応について 13ページの確保方策で、平成27年度から地域型保育が1か所で10名となっています。新たに事業を始めなくても、10名くらいは既存園で対応できると思います。 | 地域型保育事業とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び 事業所内保育を行う事業です。これらについては、町による認可事業 (地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となり、多様な施 設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることを目的として おりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 |
| 4 | 認定こども園の定員について 平成29年度まで認定こども園の施設数は1か所で、1号10人、2・3 号10人となっています。しかし、町のホームページを見ると、認定こ ども園は定員145名となっています。 | 計画の確保方策については、町内の人の利用についてのみ記載しており、町のホームページに記載されている認定こども園の定員については、町外の人の利用も含まれた定員となっております。 |
| 5 | 保育所の定員割れについて 町には、第1から第5まで公立保育所が5所ありますが、第1保育所を除 き定員割れしています。私立保育園であれば、国や県が運営費や施設整備 費の一部を負担してくれます。そのため、公立保育所の統廃合や民営化が 全国的に進んでいます。新制度を機に、公立保育所のあり方について、根 本から議論することが必要だと思います。 | 公立保育所については、低年齢児の保育スペースが不足していたり、途中入所の人も居られますので、すべての年齢で定員割れをしていると言える状況ではございません。 なお、公立保育所の運営費や施設整備費については、国の地方交付税措置などにより賄われております。 また、公立保育所のあり方等については、さまざまな手法を検討していきたいと考えています。 |